

問 5 JV(建設工事共同企業体)工事における技術者の配置

共同企業体の形態

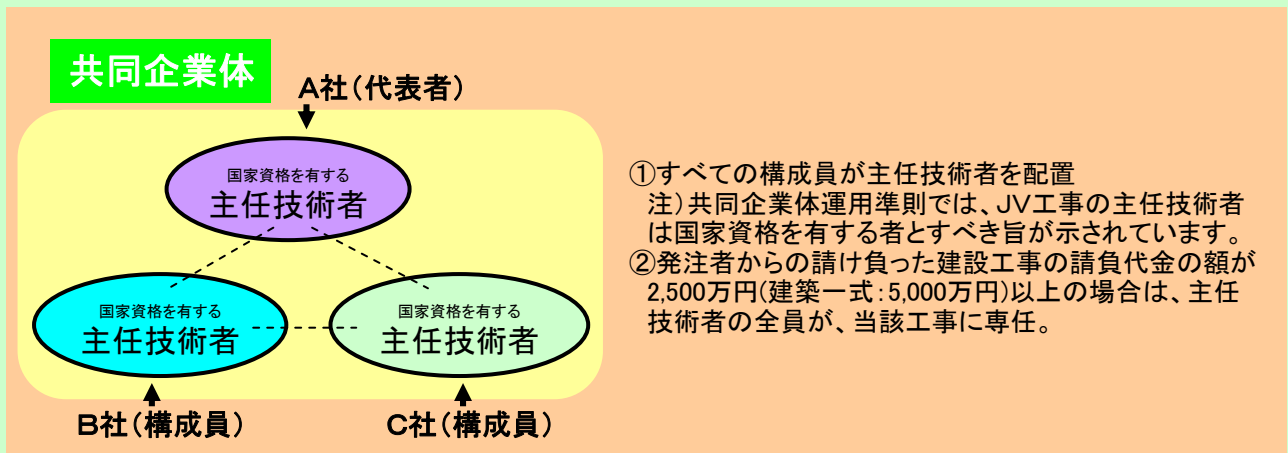
特定建設工事共同企業体 (特定JV)	経常建設共同企業体 (経常JV)
特定の工事の施工を目的として工事毎に結成される。工事完成後又は工事を受注できなかった場合は解散する。	中小・中堅建設業者が継続的な協議関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する。
特定JVの対象となる工事は、大規模で技術的難度の高い工事としている。	発注機関の入札参加資格申請時に経営JVとして結成し、単体企業と同時に一定期間、有資格業者として登録される。

共同企業体の施工方法

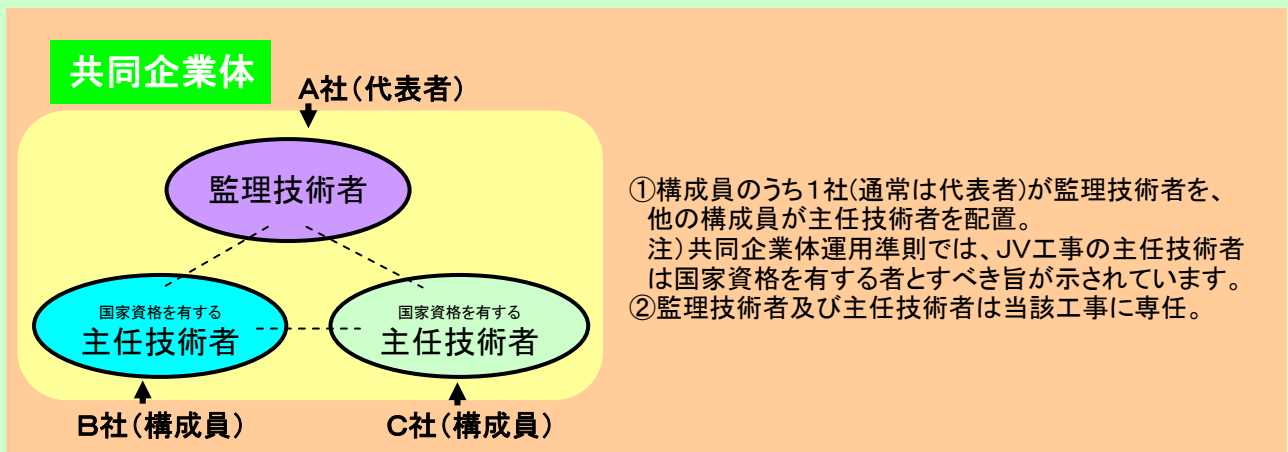
甲型共同企業体(共同施工方式)	乙型共同企業体(分担施工方式)
全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する方式。	各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割して、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任を持って施工する方式。

共同企業体の施工方法

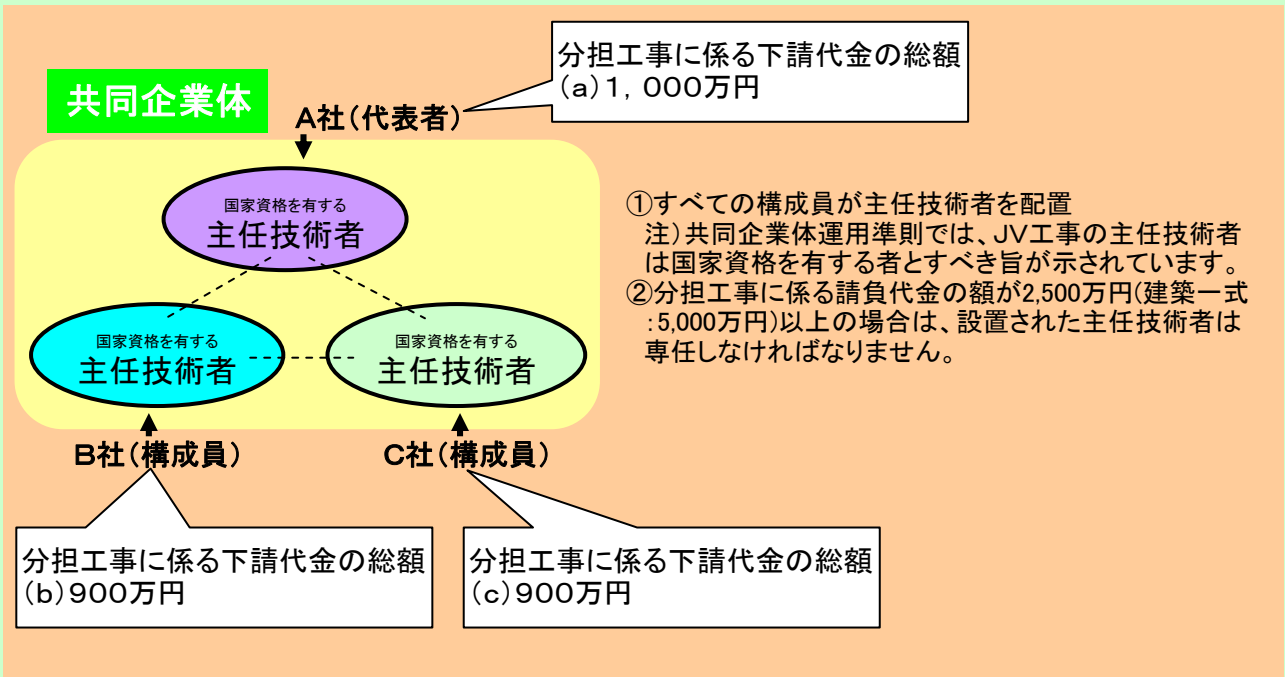
[甲型JVで下請代金の総額が3,000万円(建築一式:4,500万円)未満の場合]



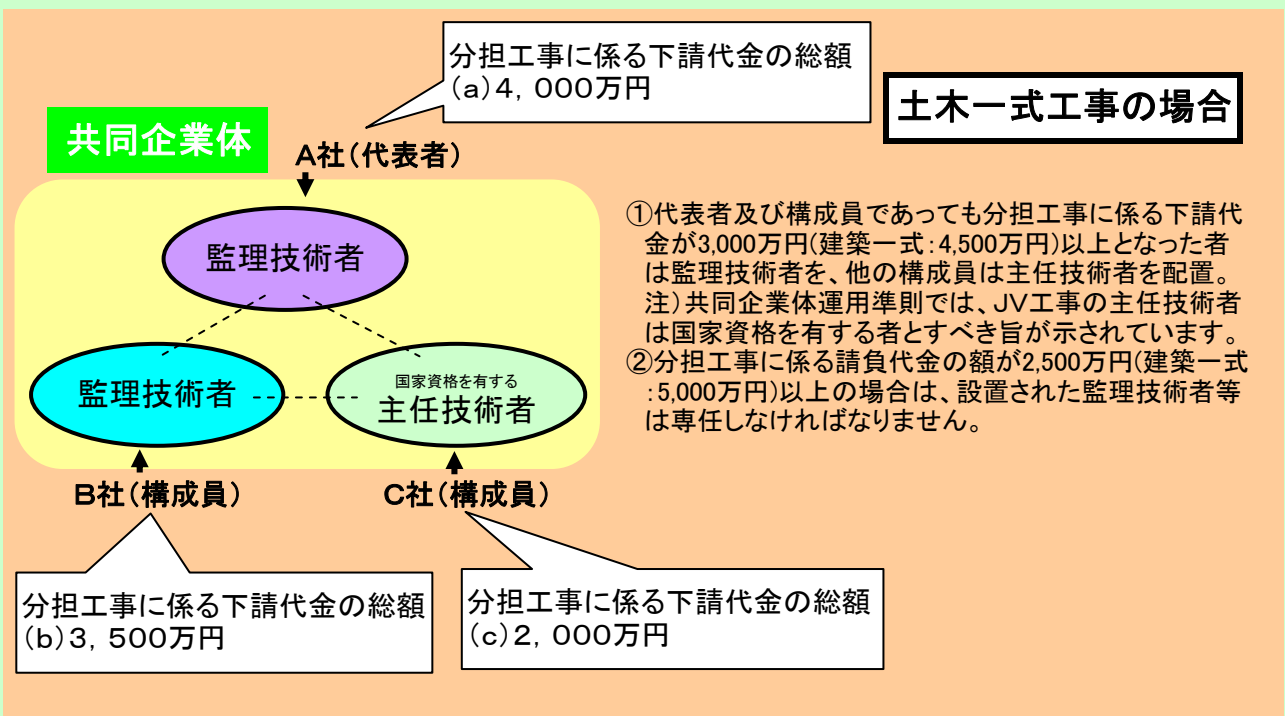
[甲型JVで下請代金の総額が3,000万円(建築一式:4,500万円)以上の場合]



[乙型JVで分担工事に係る下請代金の総額が3,000万円(建築一式:4,500万円)未満の場合]



[乙型JVで分担工事に係る下請代金の総額が3,000万円(建築一式:4,500万円)以上の場合]



共同企業体における代表者の選定方法とその出資比率

特定建設工事共同企業体 (特定JV)	経常建設共同企業体 (経常JV)
共同企業体運用準則では、代表者は施工能力の大きいもので出資比率は構成員中最大とされています。	共同企業体運用準則では、代表者及び出資比率は構成員が自主的に決定することになっています。